

事 案 の 公 示

事案の件名：一般乗合旅客自動車運送事業の路線の廃止に係る事業計画変更の事前届出書

近運自一公示第3号

令和8年5月1日

近 畿 運 輸 局

事案 番号	件名	届出事業者名	休止又は廃止しようとする路線 (起点・終点)	運 行 系 統	休止又は廃止の予定日	休止又は廃止を必要とする 理由
1	廃止	阪急バス株式会社	<p>起点(1): 兵庫県宝塚市上佐曾利竹ヶ鼻1-2番地先(上佐曾利停留所)</p> <p>終点(2): 兵庫県宝塚市長谷字ドフノ本1番地先(長谷公民館前停留所)</p> <p style="text-align: right;">キロ程3.2km</p> <p>起点(3): 兵庫県宝塚市下佐曾利宝地1-1番地先</p> <p>終点(4): 兵庫県宝塚市大原野大中6番地先</p> <p style="text-align: right;">キロ程1.7km</p> <p>起点(5): 兵庫県宝塚市波豆字谷田掛1-2番地先(波豆停留所)</p> <p>終点(6): 兵庫県宝塚市大原野南宮2-7番地先</p> <p style="text-align: right;">キロ程2.8km</p> <p>起点(7): 兵庫県宝塚市大原野大中14-2番地先</p> <p>終点(8): 兵庫県宝塚市大原野南大中1-6番地先</p> <p style="text-align: right;">キロ程0.2km</p> <p>起点(9): 兵庫県宝塚市大原野同道17-1番地先</p> <p>終点(10): 兵庫県宝塚市大原野中林2番地先</p> <p style="text-align: right;">キロ程0.3km</p> <p>起点(11): 兵庫県宝塚市玉瀬48番地先</p> <p>終点(12): 兵庫県宝塚市玉瀬字イツリハ1-42番地先(JR武田尾駅停留所)</p> <p style="text-align: right;">キロ程3.8km</p> <p>起点(13): 兵庫県宝塚市切畑検見1-1番地先</p>	<p>武田尾線1-A (上佐曾利～東部～西谷小学校前～松葉屋～玉瀬～切畑～出合橋～JR武田尾駅～出合橋～玉瀬～松葉屋～西谷夢プラザ～大東～西谷小学校前～東部～上佐曾利)</p> <p>武田尾線2-A (上佐曾利～東部～西谷小学校前～大東～松葉屋～玉瀬～出合橋～JR武田尾駅～出合橋～切畑～玉瀬～松葉屋～西谷夢プラザ～東部～西谷小学校前～宝塚自然の家前～波豆)</p> <p>武田尾線3-A (上佐曾利～東部～大東～西谷小学校前～大東～西谷夢プラザ～松葉屋～玉瀬～出合橋～JR武田尾駅)</p> <p>武田尾線3-B (上佐曾利～東部～大東～西谷小学校前)</p> <p>武田尾線4-A (波豆～宝塚自然の家前～西谷小学校前～東部～松葉屋～玉瀬～切畑～出合橋～JR武田尾駅～出合橋～玉瀬～松葉屋～西谷夢プラザ～西谷小学校前～東部～長谷公民館前～上佐曾利)</p> <p>武田尾線5-A</p>	2026年10月1日	<p>廃止を予定する運行系統については、利用者の減少や近年の燃料価格高騰並びに運転士不足の解消に向けた運転士の処遇改善に伴って運行経費が増加しており、昨今の運転士不足の状況を鑑みると、当該路線の輸送に輸送資源を投入する余力はなく、何より利用環境・利用状況が今後回復することは到底見込めないことから、当該路線を廃止を実施する運びとなった。</p>

終点（14）：兵庫県川辺郡猪名川町広根奥ノ谷5-5番地先

キロ程：5.7km

（上佐曾利～長谷公民館前～東部～西谷小学校前～大東～西谷夢プラザ～松葉屋～玉瀬～出合橋～JR武田尾駅）

武田尾線6-A
（上佐曾利～長谷公民館前～東部～松葉屋～玉瀬～出合橋～JR武田尾駅）

武田尾線7-A
（波豆～宝塚自然の家前～西谷小学校前～東部～松葉屋～玉瀬～出合橋～JR武田尾駅）

武田尾線7-B
（波豆～宝塚自然の家前～西谷小学校前）

武田尾線7-C
（西谷小学校前～東部～松葉屋～玉瀬～出合橋～JR武田尾駅）

武田尾線8-A
（上佐曾利～西谷小学校前）

武田尾線9-A
（上佐曾利～長谷公民館前～東部～大東～西谷小学校前～大東～西谷夢プラザ～松葉屋～玉瀬～切畑～パークタウン中央～日生中央駅）

武田尾線9-B
（上佐曾利～長谷公民館前～東部～西谷夢プラザ～松葉屋～玉瀬～切畑～パークタウン中央～日生中央駅）

【意見の聴取申請に関する事項】

本事案に関して、道路運送法第15条の2第2項の規定による意見の聴取を行いますので、本事案に利害関係を有し、意見の聴取を受けようとする者は、この公示の日から10日以内に、次の①～④の事項を記載した意見聴取申請書を近畿運輸局自動車交通部旅客第一課又は管轄運輸支局輸送（輸送・監査、企画輸送・監査）部門まで提出して下さい。（郵送による場合には、期限当日の消印のあるものは有効とします。）

- ① 意見の聴取を受けようとする者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

- ② 事案の件名及び事案番号
- ③ 意見聴取において陳述しようとする者の氏名及び職業又は職名
- ④ 意見聴取における陳述の概要及び利害関係を説明する事項

意見聴取の日時及び場所については、利害関係を有すると認められた方に対して、実施予定日の10日前までに通知いたします。

【参 考】

一般乗合旅客自動車運送事業の路線の休廃止については、道路運送法第15条の2第1項の規定により、実施予定日の6ヶ月前までに届け出ることによって実施可能となっています。この意見の聴取は、本事案に係る休廃止を行った場合における旅客利便の確保についての意見を聴取し、同条の第3項及び第4項に基づく休廃止の実施日の繰り上げが可能かどうかを判断するために行うものです。

意見聴取において届出を行った事業者が繰り上げを希望し、かつ、他の利害関係人から特段の意見のなかった場合などにおいて、旅客の利便を阻害しないと認められるときには、繰り上げを行うことがあります。